

香川県立保健医療大学教授会規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第37条第7項の規定に基づき、教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 教授会の会議は、定例会と臨時会の2種とする。

2 定例会は、原則として、毎月2回開催する。

3 臨時会は、学長が特に必要と認めたとき、又は教授会の構成員（以下「構成員」という。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに開催する。

(招集及び議長)

第3条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長の指名する者が議長の職務を代理する。

(定足数)

第4条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 学外研究、公務出張その他の事由により長期間にわたり教授会に出席できない者があるときは、教授会の議を経て、その期間、当該者を構成員の定数から除くことができる。

(議決)

第5条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 教授会の議事については、議事録を作成し、教授会の確認を受けるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。